第一条中「この法律は」の下に「、金融サービスの提供等に係る業務を行う者の職責を明らかにするとともに」を加え、「提供を受ける顧客」を「提供等を受ける顧客等」に改める。

第二条を第一条の二とする。

第七章を第八章とする。

第百四十三条第三号を次のように改める。

三　第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定に違反して、同項の規定による情報（同項各号に掲げる事項に係るものに限る。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。

第百四十三条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　第三十二条において準用する貸金業法第十六条の二第一項から第三項までの規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は第三十二条において準用する同法第十六条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

第百四十七条第四号を次のように改める。

四　第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四の規定に違反して、同条の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をしたとき。

第百四十七条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　第三十二条において準用する貸金業法第十七条（第六項及び第七項を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は第三十二条において準用する同法第十七条第六項若しくは第七項に規定する方法によりこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付し、若しくは当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

第百五十八条第一号中「第四章第二節」を「第五章第二節」に改める。

第六章を第七章とし、第五章を第六章とし、第四章を第五章とする。

第十一条第一項中「第五章及び第六章」を「第六章及び第七章」に改め、同条第二項第一号ロ中「（昭和二十七年法律第百八十七号）」を削り、同号チ中「（昭和二十四年法律第百八十一号）」を削り、同号リ中「（昭和二十二年法律第百三十二号）」を削り、同号ル中「（昭和二十三年法律第二百四十二号）」を削り、同項第二号中「（昭和五十八年法律第三十二号）」を削り、同条第四項第一号イ中「第二十九条の四の二第十項」を「第二十九条の四の二第九項」に改め、同条第六項中「第六章」を「第七章」に改め、同条第七項中「第五章及び第六章」を「第六章及び第七章」に改め、同条第九項及び第十二項中「第六章」を「第七章」に改める。

第十五条第一号ホ中「（昭和二十四年法律第百八十三号）」を削り、同号ヘ中「（昭和二十六年法律第二百三十八号）」を削り、同号チ中「（昭和二十八年法律第二百二十七号）」を削り、同号リ中「（平成十三年法律第九十三号）」を削り、同号ワ中「平成十六年法律第百五十四号）」を削り、同条第五号ハ(2)中「（保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。第十七条第三項において同じ。）」を削る。

第十八条第一項中「（同法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業をいう。以下同じ。）」を削り、同項第一号ロ(8)中「（平成十九年法律第七十四号）」を削る。

第二十条第二項中「金融サービス仲介業者は、」の下に「その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合（」を加え、「にあっては、インターネットを利用する方法その他の内閣府令で定める方法により」を「を除く。）を除き、内閣府令で定めるところにより、」に、「公表しなければ」を「電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条　削除

第二十九条の表第五十二条の四十四第二項の項中「第二条第一項」を「第一条の二第一項」に改める。

第三十条の表第二百九十三条の項中「第二条第二項」を「第一条の二第二項」に改める。

第三十一条第二項の表第三十七条の三第一項の項中「交付しなければ」を「掲げる事項」に、「交付するほか、」を「掲げる事項及び」に、「ため、内閣府令で定めるところにより、」を「ための」に、「情報の提供を行わなければ」を「事項（次項において「参考事項等」という。）」に改め、同表第三十七条の三第一項第五号の項の次に次のように加える。

第三十七条の三第二項	除く。）	除く。）及び参考事項等
	当該事項	これらの事項

第三章を第四章とする。

第三条第一項第二号中「（昭和六年法律第四十二号）」を削り、同項第六号ハ中「（平成二十一年法律第五十九号）」を削り、同項第七号中「（平成六年法律第七十七号）」を削り、同条第三項中「第六章」を「第七章」に改める。

第二章を第三章とし、第一章の次に次の一章を加える。

第二章　顧客等に対する誠実義務

第二条　金融サービスの提供等に係る業務を行う者は、次項各号に掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務であって顧客（次項第十四号から第十八号までに掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務を行う場合にあっては加入者、その他政令で定める場合にあっては政令で定める者。以下この項において「顧客等」という。）の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるものを行うときは、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

2　前項の「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」とは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一　第十一条第一項に規定する金融サービス仲介業に係る業務　当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

二　金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業に係る業務（第九号に掲げる行為に該当する業務を除く。）　当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

三　銀行法第二条第二項に規定する銀行業に係る業務　当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

四　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条に規定する無尽に係る業務　当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

五　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号に規定する事業及びこれと併せて行う同項第二号に規定する事業若しくは同条第六項第一号若しくは第二号に規定する事業若しくは同条第二十項各号に掲げる資金の貸付けに係る業務、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号に規定する事業及びこれと併せて行う同項第三号若しくは同条第三項第一号若しくは第二号に規定する事業若しくは同条第十項各号に掲げる資金の貸付けに係る業務、同法第八十七条第一項第四号に規定する事業及びこれと併せて行う同項第三号若しくは同条第四項第一号若しくは第二号に規定する事業若しくは同条第十三項各号に掲げる資金の貸付けに係る業務、同法第九十三条第一項第二号に規定する事業及びこれと併せて行う同項第二号若しくは同条第六項第一号若しくは第二号に規定する事業若しくは同条第九項各号に掲げる資金の貸付けに係る業務若しくは同法第九十七条第一項第二号に規定する事業若しくは同条第三項第一号若しくは第二号に規定する事業若し